

拠出金の徴収

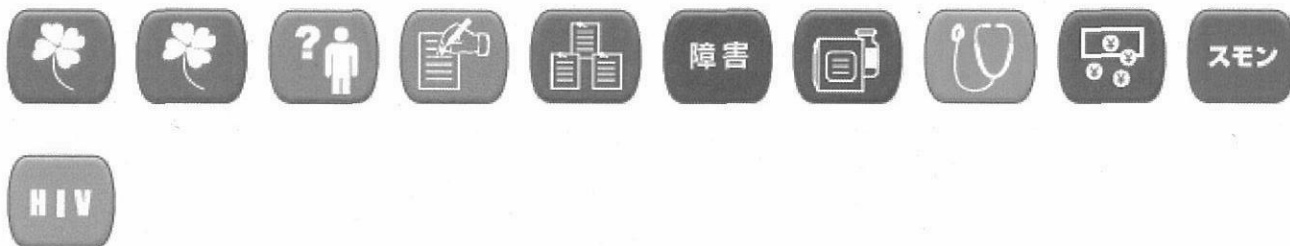
医薬品の副作用による健康被害に対し、当機構が行う救済給付等の業務に必要な費用は、許可医薬品製造販売業者からの拠出金で賄われています。

この拠出金は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づき、毎年4月1日において薬事法の規定により許可医薬品の製造販売業の許可を受けている者が、毎年度7月31日までに当機構に申告・納付することとされています。

拠出金には、一般拠出金と付加拠出金があります。一般拠出金は、許可医薬品製造販売業者が前年度の許可医薬品の総出荷数量に応じて申告・納付するものであり、付加拠出金は、当機構が前年度において救済給付の支給決定をした者に係る副作用による健康被害の原因となった許可医薬品(原因許可医薬品)の製造販売業者が一般拠出金に加えて申告・納付するものです。

拠出金の納付に関するお問合せ先

健康被害救済部 拠出金課 電話:03-3506-9412(ダイヤルイン)



救済制度相談窓口 kyufu@pmda.go.jp